契約書案

1. 委託業務名

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務委託

1. 業務内容

「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務委託仕様書」（別紙1-1から1-10）のとおりとする。

1. 契約金額: 金　　　　　　　　円(税込)
2. 契約期間

契約締結日から2026年12月18日（金）まで

1. 契約保証金

契約保証金の額は、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規程第28条第2項に基づき、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第29条の規定が適用される場合は、その全額を免除する。

1. その他の特約事項

「個人情報取扱事務委託基準」（別紙2）、「情報セキュリティに関する特約条項」（別紙3）及び「マーケティング権に関する特約条項」（別紙4）

本契約は、別添条項により、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下「発注者」という)と (以下「受注者」という)との間で締結する。

この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲と乙が合意した後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

【紙契約の場合】

契約書の作成場所は　　　　とする。

本契約の成立の証として、発注者と受注者は、本契約書を2部作成し、各当事者がそれぞれ記名押印し各1部を保管する。

2025年〇月〇日

発注者:

住所　　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目２番１号

　　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

代表者　事務総長　村手 聡

受注者:

住所:

名前:

（権利義務の譲渡等）

第１条 受注者は、発注者の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２ 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第４条に準じて、発注者の会長または会長代行が出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

（持続可能性の確保）

第２条　受注者は、本契約の履行に際し、発注者が別に定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、これを遵守しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第３条 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２ 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３ 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５ 前３項に定めるほか、受注者は、発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

６ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、公表することができる。

７ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）およびデータベース（著作権法第12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラムおよびデータベースを利用することができる。

（アンブッシュ・マーケティングの禁止）

第４条 受注者は、発注者より別途認められた場合を除き、受注者自身または受注者の商品またはサービス（以下、総称して「受注者商品等」という。）と、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)および愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会とを関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

２ 受注者は、発注者より別途認められた場合を除き、受注者商品等が、発注者、アジア・オリンピック評議会、アジアパラリンピック委員会、公益財団法人日本オリンピック委員会および公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、総称して「組織委員会等」という。）のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれがある行為をしてはならない。

３ 受注者は、組織委員会等との関係またはこの契約の内容およびこの契約の締結の事実について、受注者自身または受注者商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

４ 受注者が、受注者の商品等を使用して業務を提供する場合は、受注者は、発注者より別途認められた場合を除き、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、当該受注者の商品等のブランドが分からない形で使用しなければならない。

５ 受注者が、受注者以外の第三者の製品またはサービスの供給を受けて業務を提供する場合には、受注者は、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、当該第三者の製品またはサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならず、かつ、当該第三者との契約において、前３項に定める行為を禁止しなければならない。

（一括再委託の禁止）

第５条 受注者は、この契約について請負業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

２ 受注者は、請負業務の主要な部分を除き一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、請負業務の主要な部分ではなく、再委託金額が契約金額の２分の１を超えておらず、かつ、50 万円を超えていない場合はその限りでない。

（特許権等の使用）

第６条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第７条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（監督）

第８条 発注者は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

（検査）

第９条 発注者は、受注者から成果物の納入があったときは、10 日以内にこれを検査するものとする。

２ 検査の方法は発注者の任意とし、受注者は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

３ 検査の結果、不合格のものがあったときは、受注者は、発注者の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

（所有権の移転、引渡しおよび危険負担）

第10条 成果物の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時にその成果物は、発注者に対し引き渡されたものとする。

２ 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第11条 発注者は、成果物に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２ 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、または追完請求とともに、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

３ 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡した時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における違約金）

第12条 受注者が、成果物納入を遅延したときは、違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると発注者が認めた場合は、この限りでない。

２ 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づき財務大臣が決定する年利率で算出した額とする。

３ 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、または違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその違約金は徴収しないものとする。

（代金の支払）

第13条 発注者は、成果物完納後、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額（次条に基づく部分払いを行った場合は、当該部分払いの金額を契約金額から差し引いた金額）を受注者に支払わなければならない。

２ 発注者は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条の規定に基づき財務大臣が決定する年利率で算出した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（部分払い）

第14条　受注者は別紙「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務委託仕様書」に定める業務を完了した場合、年度（毎年4月1日から3月31までをいう。以下同じ。）ごとに1回、業務を完了した部分に相当する業務委託料相当額の10分の9以内の金額について第2項から第6項に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、部分払金の支払い限度額は2025年度分は269,414千円、2026年度分は契約金額から支払済の業務委託料を差し引いた金額とする。また、部分払いを請求するためには、第3項に基づく発注者からの通知を受けた後（第5項の場合は、同項に基づく履行を実施した後）でなければならない。

２ 受注者が部分払いを請求しようとする場合は、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３ 発注者は前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、同項の確認をするために検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

４ 検査の方法は発注者の任意で定めるものとし、受注者はその決定に対して異議を申し立てることはできない。

５ 検査の結果、不合格のものがあった場合は、受注者は、発注者の指定する期間内に完全な履行をしなければならない。

６ 第1項に基づく部分払いの請求をした日から10日以内に部分払いの金額について協議が整わない場合は、発注者が定めた金額を受注者に通知し、受注者はこれに異議を申し立てることはできない。

（契約の解除）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、または業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 発注者の行う成果物の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、または妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

２ 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第１項第２号または第４号に掲げる事項が、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。受任者に適用される外国法に基づき選任された代理人を含む。

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。受任者に適用される外国法に基づき選任された代理人を含む。

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。受任者に適用される外国法に基づき選任された代理人を含む。

４ 第２項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。また、既納成果物があるときは、発注者においてこれを調査し、相当代価を受注者に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項および第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２または第 20 条第１項の規定による命令（以下｢排除措置命令｣という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）および第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、受注者に独占的状態があったとして独占禁止法第８条の４第１項の規定による命令（以下｢競争回復措置命令｣という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６または独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(5) 受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

２ 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者または構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３ 前条第２項および第４項の規定は、前２項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第17条 受注者は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号から第３号までのうち、排除措置命令、納付命令または競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２ 受注者は、前条第１項第４号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の３に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第１項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2) 前条第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首

謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３ 前２項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

４ 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者または構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者または構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人または団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあては非常勤を含む役員および支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者および理事等、個人にあってはその者および支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員または暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営または運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等または使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等または使用人が、暴力団若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等または使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等または使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

３ 発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第19条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）または不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

２ 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告または被害届の提出を怠ったと認められる場合は、競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（会計処理規程の準用）

第20条 この契約の条項に定めるもののほかは、公益財団法人愛知･名古屋アジア・

アジアパラ競技大会組織委員会会計処理規程の定めるところによる。

（紛争の処理）

第21条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者

と協議解決を図るものとする。

（協議）

第22条 この契約書および会計処理規程に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、別に決定する。

（合意管轄)

第23条 この契約は、法の抵触の原則に関わらず日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約に起因し、または関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(言語)

第24条 他の言語に翻訳された場合は、この契約の英語版を優先して適用する。

別紙２

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

個人情報取扱事務委託基準

（基本的事項）

第１条　受注者（以下別紙1において「乙」という。）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

２　乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第８項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会個人情報取扱規程等を遵守しなければならない。

（管理体制）

第２条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接または間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事および派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理および実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者（以下別紙1において「甲」という。）に提出する。

（秘密の保持）

第３条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

２　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中および退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（従業者の明確化等）

第４条 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

２　乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督および教育を行うものとする。

３　乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（再委託の禁止）

第５条 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

２　乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部または一部は削除し、または別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（目的外収集、利用の禁止）

第６条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、または利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（複写、複製の禁止）

第７条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、または複製してはならない。また、甲の承認により複写し、または複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第８条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部または一部は削除し、または別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定および持ち出しの禁止）

第９条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所および保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10条 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報および乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11条 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

２　乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、または廃棄した場合は、削除または廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除または廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難および判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12条 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合または甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先または当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13条 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、または乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14条 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生しまたは発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、または怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

別紙３

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

情報セキュリティに関する特約条項

（総則）

第１条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（規程等の遵守）

第２条 受注者（以下別紙2において「乙」という。）は、本契約に係る業務の遂行に当たって、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会情報管理規程を遵守しなければならない。

（機密の保持等）

第３条 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接または間接に知り得た一切の情報について、発注者（以下別紙2において「甲」という。）の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

２　乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

３　乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、甲または甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等をいう。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、または業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

（従事者への教育）

第４条 乙は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

（再委託時の特約条項遵守）

第５条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

（ネットワーク、情報システム等の使用）

第６条 乙は、本契約に係る業務遂行に当たって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、または甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

２ 乙は、第１項のネットワークに接続した情報機器または情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

３ 乙は、第１項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

４ 乙は、第１項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

５ 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

（資料等の返還等）

第７条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（再委託先事業者からの回収）

第８条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

（報告等）

第９条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的または随時に報告を求めることができる。

２ 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、または発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

３ 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、または発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立入検査）

第 10 条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙または再委託先の事業者に対して立入検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査または国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第 11 条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第 12 条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない

別紙4

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

マーケティング権に関する特約条項

　（パートナーの供給優先権）

第１条　乙は、この契約の履行に必要な製品又はサービス（以下これらの製品及びサービスを総称して「必要製品等」という。）の調達に当たり、当該必要製品等が第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)と愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の両方に協賛するパートナー（甲との間で愛知・名古屋2026大会パートナーシッププログラムに基づくパートナーシップ契約を締結した者をいう。ただし、甲が別に指定した者を除く。以下同じ。）のカテゴリー内の製品又はサービスに該当する場合には、当該パートナーから供給を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲と協議の上、第三者から供給を受けることができる。

(1)　当該パートナーが供給する製品又はサービスがこの契約の仕様に合致しない場合。

(2)　当該パートナーが供給する製品又はサービスがこの契約の履行に必要な日程で供給されない場合、又は供給されないと甲が判断した場合。

(3)　当該パートナーが供給する製品又はサービスの品質と価格が競争力を有しないと甲が判断した場合。

２　パートナーは、甲の裁量により随時変更され、又は追加されるものとし、乙は、この契約の履行に必要な製品又はサービスの調達を行うに先立ち、甲のウェブページ（https://www.aichi-nagoya2026.org/及びhttps://www.asianparagames-2026.org/）により最新のパートナーについて確認しなければならない。

３　乙は、この契約の履行に必要な製品又はサービスの調達を行った後においても、当該製品又はサービスを含むカテゴリーに係るパートナーの追加があった場合であって、調達先をパートナーに変更することによってこの契約の履行に支障を来さず、かつ乙に負担が生じないときは、調達先をパートナーに変更するものとする。

４　乙は、第１項本文又は前項によりパートナーから必要製品等の供給を受けた場合においては、別添条項の第４条第５項の規定にかかわらず、当該必要製品等についてブランドが分からない形で供給を受けることを要しない。

　（現物提供）

第２条　甲は、甲が必要と判断した場合は、乙と協議の上で合意により、パートナーのカテゴリー内の製品又はサービスについて、有償又は無償で乙に対して提供することができるものとする。この場合において、甲及び乙は協議の上で合意により、提供される製品又はサービスの内容及び提供価格に応じた契約金額の見直しを行うものとする。